学生会神奈川支部再建理由書

1. 双方向型の対面の学習の機会の拡充

最大の理由は、中央大学法学部通信教育課程の在学生の 60%が在住する関東地方において、中央大学の学風である「質実剛健」を基調とする双方向型の対面の学習の機会を拡充することにあります。

学生会支部が担っている各地域在住の在学生に対する諸機能は、本来、大学が責任をもって提供するべきものです。しかし、中央大学法学部通信教育課程では、在学生の自主的な活動である学生会支部がこれを担い、通信教育部はそれぞれの学生会支部を助成・支援する仕組みとなっています。

学生会支部は、それぞれ創意工夫を重ね、各地域在住の在学生に対してなるべく多くの対面の学習の機会を提供し、懇親会その他の活動をも展開しているところですが、現在の通信教育部の助成・支援の仕組み上、一つの学生会支部においてできることには限界があります。実質的に、学習会は年間 40 回が上限となりますし、教員招請行事(合宿ゼミ)は制度上年間 2 回が上限です。

学生会神奈川支部を再建すれば、地域在住の在学生に対して(追加の経済的負担を抑えつつ)さらに 多くの対面の学習の機会を提供することができます。これは、本来、大学が責任をもって提供するべき 各地域在住の在学生に対する諸機能を拡充することにもつながります。

ここ数年、神奈川県内の学生会支部の活動は基本的に活発なものとなっています。その成果も確実に表れつつあります。例えば、この春は、複数名の1年次入学かつ修業年限(最短)での卒業となる者を含め、概ね30名から50名程度の(非支部員を含む)活動経験者が卒業する見込みです。学生会神奈川支部の再建は、双方向型の対面の学習の機会を拡充することにより、神奈川県内の学生会支部の活動をさらに活発なものとし、こうした成果をさらに大きなものとするためのものです。

2. 中央大学専任教員を含む先生方による対面の学習の機会の提供

もう一つの大きな理由は、各種スクーリングや「演習」以外に、中央大学専任教員を含む様々な先生 方と在学生が同じ時間を共有するアクティブ・ラーニングの場を提供することにあります。

中央大学法学部通信教育課程において試験により単位を付与する立場にある先生方が学生会支部の学習会の講師を引き受けることに対しては、「瓜田に履を納れず、李下に冠を正さず」という観点や、若手の研究者の先生方の「教育する」側として「共に学ぶ」機会を奪う(実際に一部の学生会支部では中央大学専任教員を講師として迎えるために旧来の先生方が削減されている)との観点などから、強い否定的見解が存在します。これに対して、通信教育部は、「角を矯めて牛を殺すことなかれ」との立場を維持しつつ、スクーリング開催前の各先生方への通知文の中に「ご自身が学生会支部の学習会講師を引き受けられる場合、その後に開催されるスクーリングとの関連(成績評価)に疑義が生じないようなご対応(講義)をお願いいたします。」との趣旨の一文を盛り込み、ご対応されているという認識です。

神奈川県内の学生会支部は、現状、中央大学法学部通信教育課程において試験により公平かつ公正な成績評価を行うべき先生方に対しては、学習会の講師を委嘱していません。学生会横浜支部では、規約において明文で禁止しています。しかしながら、その一方で、中央大学専任教員を含む様々な先生方と同じ時間を共有するアクティブ・ラーニングの場に対する需要は存在します。既に中央大学専任教員の先生方を講師として迎えている他の学生会支部へ参加している在学生も存在しますが、時間的・距離的な制約や、運営上の既知の諸問題などから、そちらへの参加を忌避する層も少なくない状況です。

学生会神奈川支部を再建すれば、これらの問題を解決することができます。即ち、既存の学生会支部とは全く別の組織体である学生会神奈川支部を再建し、中央大学専任教員を含む様々な先生方に学習会の講師を委嘱していくことにより、既存の学生会支部(試験により単位を付与する立場にある先生方が

学生会支部の学習会の講師を引き受けることに対して強い否定的見解を持つ在学生や、旧来よりお世話になっている学習会講師の先生方の学習会などを含みます)の環境は現状を維持しつつ、否定的でない見解を持つ在学生に対しては、学生会神奈川支部において、新たなアクティブ・ラーニングの場を提供することができます。これにより、地域在住の在学生の多様な向学心を満たすことができます。

なお、学生会神奈川支部の再建発起人(再建時役員)の一部は、以前、前述の「強い否定的見解」を持っていました。しかしながら、地域在住の在学生の多様な向学心を満たす務めを担う学生会支部役員としては「中央大学専任教員の先生方を神奈川県内の学習会の講師として迎えたい」という声を単純に否定するだけで済むものではなく、度外視することもできません。即ち、一人の在学生としての良心と学生会支部役員としての良心は必ずしも一致しないのです。もちろん、試験により公平かつ公正な成績評価が行われるべき中央大学法学部通信教育課程においては、軽々に疑義を生じる学習会を行うことは許されるべくもありませんが、改めて検討してみれば、「任意の場であれ公式の場であれ、教員と学生とが接触するかぎり、『外観上』の疑いが生ずるおそれを否定できないはずである以上、角を矯めて牛を殺すようなことはすべきでなく、教員としての専門職倫理の範疇にあることとして、その良識を信頼したい」とする余地も十分にあるように思量されます。そうであるとすれば、むしろ、斯かる学習会を正当な限度において是認するとともに、その運用が行きすぎにならないように引き締めていく(例えばスクーリング直前に開講しない)ことこそが、我々の進むべき途ではないか、と思量し、今般、学生会神奈川支部の再建発起人に名を連ねるに至っています。この点、ご了解いただきたく存じます。

3. 地域在住の在学生らの新たな学生会支部への期待・支持・協力

最後に、もう一つ、大きな理由を挙げるとすれば、それは、学生会神奈川支部の再建を期待し、支持を表明し、協力の意向を表明する、多くの在学生や卒業生の声に応えることにあります。

まず、地域在住の在学生については、学生会横浜支部のランチミーティングや懇親会(忘年会・箱根駅伝応援会・新年会)、学生会さいたま支部のランチミーティング等で構想を説明し、他の学生会支部に掛け持ち入会している者を含む数十名から、期待・支持・協力の意向を得ています。さらに、発起人以外の役員の候補者も現れており、再建後の継続性も十分に担保されています。

次に、他の学生会支部の賛同・協力が得られています。同じ県内の学生会横浜支部や学生会湘南支部は当然に賛同しているほか、こちらの理由書の作成を含む再建に向けた準備の過程では、過去数年以内に再建された学生会支部を含め、複数から協力を得ています。また、総じて期待・支持・協力の意向を表明する支部員が多数を占めることとなる近隣の学生会支部に関しても、民主的な意思決定が行われる限りにおいて、そのすべてと共存共栄を図り、志を同じくすることができます。

そして、唯一の卒業生団体である信窓会の各方面からも協力・理解が得られています。過去に学生会神奈川支部の役員を務められた信窓会神奈川支部長の金子支部長からはご協力のご意向をいただいております。学生会神奈川支部出身の他の卒業生らも喜ぶことでしょう。さらに、信窓会の開山会長にも直接「学生会神奈川支部の再建に向けて」をお見せしてご説明し、ご理解をいただいております。

学生会支部は、地域在住の卒業生の協力を得つつ、在学生の自主的な活動として身近な地域に学園的環境を共同の力で作りあげていくために行われるものです。この前提において、我々は、今後、責任をもって継続的に学生会神奈川支部としての活動を推進していくことができると確信しています。

学生会神奈川支部の再建について、ご支援の程、切にお願い申し上げます。